



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定 (二件) ……………
- … (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 港湾施設の変更 …………… (港湾局港湾経営部経営課) ……
- 港湾施設の供用中止 …………… (同) ……
- 東京都立海上公園の区域及び面積の変更 ……………
- … (港湾局臨海開発部海上公園課) ……
- 規 則 (人)
- 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 ……………

告示

● 東京都告示第七号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

令和七年一月九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和六年十月十三日	(一) 次に掲げる地番の全部 東久留米市幸町二丁目七百二十六番三 地先、同番四 地先、七百三十二番三、七百三十四番、九百三十二番三 地先、九百三十三番十一 から同番十五 まで、九百三十四番五、同番五地先、九百三十五番四、千二百二十番三、千二十七番三、千二十八番十一、同番十二、同番十四から同番十八まで、千二十九番五、同番七、千三十番六、同番七、同番七地先、千三十一番三、千三十二番十四から同番十八まで、千四十一番十二から同番十四まで、千四	延長 五一・九四 幅員 一六・〇〇

十二番十、同番十三、同番十四、同番十六、同番十八、同番十九、幸町五丁目百五十五番六、百五十六番十三、九百四十一番十七、同番十八、九百四十八番四、同番十六、同番十七、九百四十七番三、九百四十四番三、同番三三、九百四十五番二、九百四十七番三、九百四十八番三、九百四十九番二、九百五十番三、小山四丁目七百二十番地先、千六十九番一、千六十九番二	(二) 次に掲げる地番の一部 東久留米市幸町二丁目七百二十六番二から同番四まで、七百二十七番一から同番四まで、七百三十一番一、同番二、七百
--	--

三十二番二、
七百三十三番
一、同番二、
七百三十七番
一、九百三十
二番一から同
番三まで、九
百三十三番二、
同番六、同番
九、同番十、
千二十七番二、
千二十八番二、
千二十九番一、
千三十八番三、
千四十番三、
千四十一番六、
千四十二番一、
幸町五丁目九
百四十一番九、
同番十三、九
百四十二番一、
小山四丁目七
百二十番、七
百二十四番、
七百二十五番、
七百二十八番、
千六十九番一

●東京都告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和六年十二月十六日	(一) 次に掲げる地番の全部 東村山市久米川町一丁目十番二地先、十五番十三から同番十七まで、十六番一、同番四十六、同番七十、同番八十九から同番九十二まで、十七番三十一、二十番四十二、同番四十三、同番四十五、同番五十五から同番六十二まで、四十七番七から同番十まで、同番十九から同番二十二まで、同番四十三から同番四十五まで、四十八番四十五、同番四十七、同番七十から同番七十五まで、四十九番四十八、五十一番六、五十二番五十七	延長 五七三・〇七 幅員 一六・〇〇

(二) 次に掲げ

●東京都告示第九号

る地番の一
部
東村山市久米川町一丁目十番二、同番三、十六番三、同番五、同番八、同番三十一、同番三十二、同番四十五、同番五十九、二十番一、同番三、同番六、同番七、同番二十三、同番二十八、同番三十八、同番三十九、同番四十一、同番四十七、同番五十一、四十七番二、四十八番九、同番十、同番二十七、同番三十三、同番三十七、四十九番一、同番二、同番六、同番二十四、同番三十五、同番三十九から同番四十一まで、同番四十三、五十一番一、五十二番四十九

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和七年一月九日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	規模		所在地	変更年月日
		変更前	変更後		
港湾施設用地	大井ふ頭	一九二・五五三・八七平方メートル	一九二・五六二・九〇平方メートル	大田区城南島一丁目、同区城南島二丁目、同区城南島三丁目、同区城南島五丁目、同区城南島六丁目及び同区城南島七丁目	令和七年一月十日
	港湾施設用地	二丁目、同区城南島三丁目、同区城南島五丁目、同区城南島六丁目及び同区城南島七丁目	同区城南島二丁目、同区城南島三丁目、同区城南島五丁目、同区城南島六丁目及び同区城南島七丁目	同区城南島二丁目、同区城南島三丁目、同区城南島五丁目、同区城南島六丁目及び同区城南島七丁目	同区城南島二丁目、同区城南島三丁目、同区城南島五丁目、同区城南島六丁目及び同区城南島七丁目

●東京都告示第十号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。
令和七年一月九日

種類	名称	所在地	中止期間
船舶給水施設	運搬給水施設	品川区八潮一丁目	令和七年一月十日から
船舶給水施設	目一番三号地先	品川区八潮一丁目	同年四月六日まで

●東京都告示第十一号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）第四条第二項の規定に基づき、東京都立城南島緑道公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

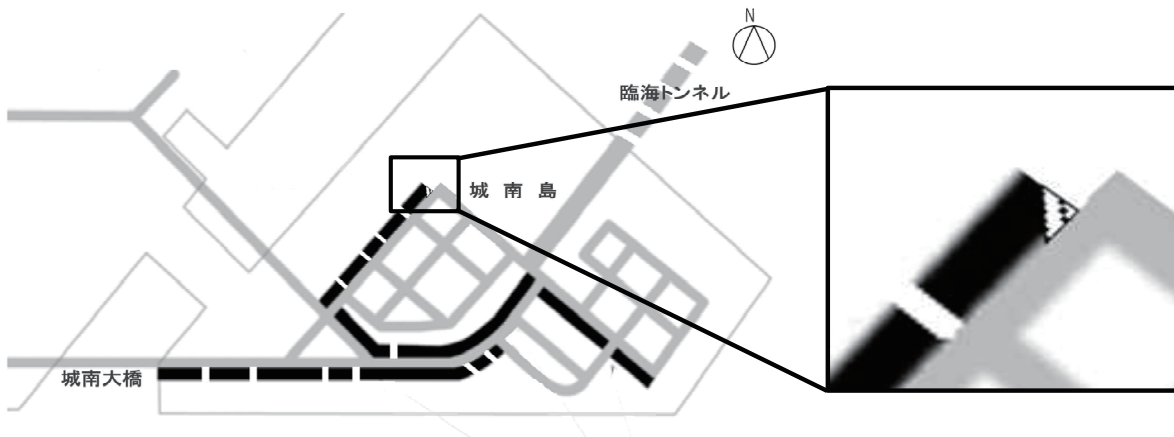
令和七年一月九日

東京都知事 小池百合子

- 一 区域 別図のとおり
- 二 面積 変更前 一九、九五九・九五平方メートル
変更後 一九、九五〇・九二平方メートル
- 三 変更年月日 令和七年一月十日

東京都立城南島緑道公園

別図



既開園区域
 今回廃止区域

規則（人）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年一月九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第一号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級1級の適用を受け、別表第6イ行政職給料表（一）初任給基準表の職種欄の「事務」の区分の適用を受けるものの学歴免許等欄に掲げる年数は、学歴免許等に適用される年数に「大学専攻科卒等」にあつては1年を、「大学4卒」、「短大3卒」、「短大2卒」、「高校専攻科卒」、「高校3卒」、「高校2卒」及び「中学卒」にあつては2年を加えた年数とする。

別表第六イの項中

事務 福祉	福祉	キャリア活用	2級 25号給
	事務	経験者	1級 37号給

を

事務 福祉	福祉	キャリア活用	2級 25号給
	事務		経験者
	福祉	経験者	1級 37号給

に

改め、同項備考2を次のように改める。

2 試験（選考）欄の区分が経験者の者のうち、職務の級1級の適用を受けるものに対するこの表の適用については、次のとおりとする。

(1) 職種欄の「事務」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級45号給」とあるのは「1級44号給」と、職種欄の「事務」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級45号給」とあるのは「1級43号給」とする。

(2) 職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級40号給」と、職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級43号給」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号 101-0051

